

《住宅の設備等について》

- 内見時に温水洗浄便座・エアコンが設置がされていない住宅は、区負担で設置します。既に設置されている場合、新設・移設・交換はできません。また、型式等の指定はできません。
- エアコンは最大で2台の設置が可能ですが、住宅の構造上、1台しか設置ができない住宅があります。
- 食洗機の設置は、原則不可です。生活上、どうしても設置が必要な場合は、建物所有者に設置の可否を確認しますので、お申し出ください。
なお、区立住宅の設備は、食洗機の後付や接続に対応した構造ではありません。そのため、食洗機設置による既存設備の改良箇所に係る事故等は、経年劣化の有無に関係なく、設置者による責任となります。また、食洗機を設置している期間、接続されている設備の交換・補償ができません。
- 住宅によって、光回線が使用できない場合があります。
- 電気契約時、アンペア指定をしてください。規定では、10アンペアで設定されています。電気会社によっては、契約変更にお時間がかかる場合があります。
- 年2回、消防点検にお立合いいただく必要があります。
- 区立住宅は、築30年を超える建物が多いため、室内に多少の汚れやキズがある場合があります。
- 区立住宅は、民間住宅に比べて住宅の使用に制限などがあります。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____